

コンサルタントの目

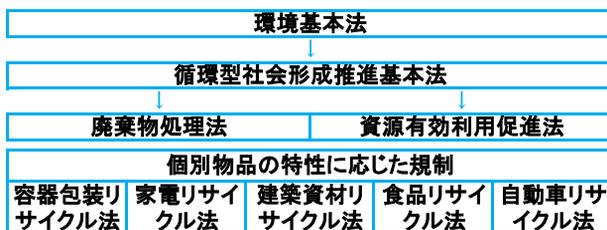
資源循環型社会の構築について

我々は高度成長時代に資源多消費による、大量生産、大量消費型の生活を満喫してきました。その結果、確かに生活は物質的に豊かになりましたが、廃棄物に関して大量排出、それに伴う最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加、廃棄物最終処理施設設置等に関する不安感・不信感の増大など、特に最近、深刻な社会問題・環境問題となつていきます。

今後、わが国の社会経済が健全に発展するために、資源循環型社会が早急に形成される必要があります。平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、更に個別物品の特性に応じたりサイクル規制として「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、等関連法令も大幅に整備されました。（参考資料1の「循環型社会関連法体系」を参照）

資源循環法関連を体系的に理解し、順守して資源循環型社会が早急に形成できるよう努めなければなりません。

【参考資料1】 循環型社会関連法体系



わが国は資源少国であり、総使用天然資源の39%（資源36%、製品3%）は輸入に頼らざるを得ない状態です。食料自給率にいたつ

ては40%といわれています。（参考資料2の「わが国の物質フロー」を参照）

そのためにも資源循環型社会を早急に形成し、資源の安定確保を図ることが最重点課題であります。

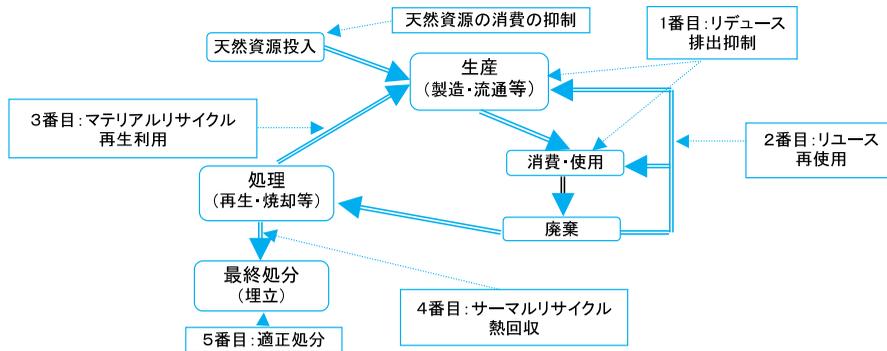
【参考資料2】 わが国の物質フロー

名称	内訳	投入			名称	産出	
		量	天然%	総量%		量	%
輸入	製品	64	3.3	3.0	生産	蓄積純増	1,124 47.6
	資源	692	35.9	32.4		エネルギー消費	404 17.1
国内資源		1,169.0	60.7	54.7		食料消費	124 5.2
天然資源投入量		1,926.0	100.0	90.1		輸出	123 5.2
循環利用量		212.0		9.9		小計	1,775 75.1
総投入量		2,138.0		100.0		最終処分	53 2.2
					廃棄物の発生	減量化	239 10.1
						自然還元	84 3.6
						循環利用量	212 9.0
						小計	588 24.9
					総産出量	2,363 100.0	

不要対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ、廃棄物の排出抑制（リデュース）（Reduce）、再利用（リユース）（Reuse）、再生利用（リサイクル）（Recycle）等「3R」を強力に推進するとともに、最終的に循環利用の出口である廃棄物の適正処分の確保に努め、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することが要求されます。（参考資料3の「循環型社会」を参照）

排出抑制（リデュース）とは、 unnecessaryものは買わない、使い捨てのごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を「減らす」ことで、ごみ問題のみな

[参考資料3] 循環型社会



らず、環境問題全般にとつて、最も重要で効果的な取組です。再利用（リユース）とは、不要物を捨てるのではなく、必要に応じて、修理、洗浄等を行った上で、「もう一度（何度も）使うこと」です。

フリーマーケット等で品物を購入して使用することや、ビールびんを回収し再利用することがリユース対策に含まれます。一般的にリサイクルに比べて、消費エネルギーや環境汚染が少なく、リユースはリサイクルよりも優先されるべき取組です。

しかし、かつて一般的だったリターナブルびんについては、国民のライフスタイルの変化などで後退が目立ち、リユースびんの推進には事業者、消費者の意識改革が求められています。

再生利用（リサイクル）とは、不要になったものを捨てずに分別収集し、資源として「再生利用」することです。リユースとの違いは、不要品をそのまま再使用するのではなく、一度原材料の形に戻すのではなく、一度再生産する点です。新しいものを作る時と同じくエネルギーが必要であり、新たな環境負荷を生じることも多く、リユースに比べて優先順位は低いものとされています。

また、リサイクルの中に、「サーマルリサイクル（熱回収）」の考え方もあります。上記のリサイクルが不要品を材料（マテリアル）と

して、製品を再生産することから、「マテリアルリサイクル」と言われるのに対し、「サーマルリサイクル」は、廃棄物を「燃料」として利用することを指し、不要品を破碎して埋め立てたり、単に燃やしてしまふより熱として回収しようとする考え方が、熱として回収した後は焼却灰が最終処分されるだけで、それ以上循環しないことから、循環型社会の構築や全般的な環境保全の手段としてはマテリアルリサイクルを優先すべきとされています。

最終処分は「3R」を推進した結果であり、最後に不適正な最終処分を行うと、水質、土壌に多大な影響を及ぼし、悪臭の問題も生じるなど、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす危険が大きくなります。どうしても最終処分せざるを得ないものを適正に処分することが非常に重要です。

適正な最終処分を行うために、まず大前提となるのは、周囲の生活環境をしっかりと守ることのできる最終処分施設の確保です。最終処分施設が十分整備されなければ、廃棄物が不法投棄される可能性が高くなります。

また、最終処分施設に搬入される廃棄物を極力減らすことや、リユースやリユース対策の推進が非常に重要ですが、その上で中間処理施設における処理によって、廃棄物を減量・減容化、資源化することで、最終処分量を大きく減らすことが不可欠です。

改めて、ごみを捨てる事業者が、ごみのリサイクルや処分に責任を持つ「排出者責任」、モノをつくり、販売したりする事業者が、モノがごみになった後でも一定の責任を持つ「拡大生産者責任」等、CSR（企業の社会的責任）を果たすことが要求されます。

以上、わが国の社会経済が健全に発展するために資源循環型社会の構築が不可欠で、そのための資源循環法規制、及び具体的な行動に触れてみました。

循環型社会の重要性や緊急性を理解しているつもりでも、具体的な行動の実行になかなか踏み出せないのが、実情であると考えられます。

今後、極力「廃棄物」と言わず、「循環資源」と言い、効率の良い「資源循環」に努めましょう。
（中小企業診断士 布施光義）